

本宮市認可保育施設入所申込に関する確認票

下記の確認事項をお読みいただき、確認欄に☑を入れ署名をしてください。

現時点で当てはまらない場合でも、今後該当する可能性がありますので、**必ずすべてご確認ください。**

			確認欄
保育施設について	1	保育所は、仕事等の事情(保育を必要とする事由)により家庭で十分に保育できない児童を、保護者に代わり保育する施設です。家庭保育が可能となった場合(保育を必要とする事由がなくなった場合)には、退所となります。	☐
	2	施設によって受入可能な年齢や別途必要となる費用などが異なりますので、申込前に必ずご確認ください。 ※希望施設の入所可能年齢に達していない場合、利用調整はできません。	☐
	3	受け入れ予定がない施設へ入所を申し込むことも可能ですが、入所決定のご案内は難しいことをご了承ください。	☐
申請について	4	申請の内容が事実と異なる場合、支給認定や入所決定を取り消すことがあります。	☐
	5	提出された <u>申請書類はすべてお返しできません</u> 。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。	☐
	6	病気や障害の有無、食物アレルギーの有無、服薬の有無、その他気になることなどがある場合は、 <u>その程度にかかわらず</u> 、支給認定申請書兼入所・入園申込書に必ず記入してください。なお、必要に応じて医師・専門機関の診断書等を改めて提出していただく場合があります。	☐
変更または取下げについて	7	申請内容に変更があった場合は、変更内容が記された書類を提出していただきます。連絡がなく変更が判明した場合や、事実と申請内容が異なる場合は、入所決定を取り消すことがあります。 ※申請内容の変更例…住所や連絡先の変更、保育要件の変更、世帯状況の変更(婚姻、離婚、祖父母等との同居、別居)など	☐
	8	入所の意思がなくなった場合は、幼保学校課までご連絡ください。	☐
保育要件について	9	【育児休業中の場合】 育児休業からの復帰を希望する場合、利用開始月の末日までに職場復帰することが入所申込の条件です。利用開始月の末日までに職場復帰できない場合は、原則、入所決定の取り消しまたは退所となります。	☐
	10	【求職活動中の場合】 利用開始月の1日から3か月以内に就労決定しない場合は、原則、退所となります。	☐
	11	【妊娠・出産の場合】 分娩予定日の2か月前の月初めから、出産日から起算して2か月後の月末までは、「妊娠・出産」要件での認定および入所となります。出産予定がある方は、母子健康手帳の写しを提出してください。他の「保育を必要とする事由」に該当しない場合、「 <u>妊娠・出産</u> 」要件の期間経過後は、 <u>退所となります</u> 。	☐
育児休業中の方が入所希望する場合	12	育児休業および育児休業給付金延長の手続きや必要書類などは、保護者ご自身で雇用先やハローワーク等に確認してください。入所保留通知は、申請期限をさかのぼって発行することはできませんので、育児休業明けの場合は特にご注意ください。	☐

			確認欄
転入予定 の場合	13	本宮市外から転入予定で申し込む場合、 <u>利用開始月の初日までに本宮市に住民登録をしてください。</u> 異動日が利用開始月の2日以降となる場合、原則、入所決定は取り消しとなります。なお、転入届は速やかに提出するようお願いします。	☐
入所決定 した場合	14	入所当初は、お子さんが保育施設に無理なくなじめるよう「ならし保育」を行い、認定した保育時間より短い時間でのお預かりとなります。	☐
	15	入所決定した保育施設への入所を辞退する場合は、幼保学校課および入所決定施設に連絡してください。辞退届の提出が必要となります。	☐
	16	入所後、定期的に保育を必要とする事由を確認します。その際には、就労証明書などの確認書類を再度提出していただく必要があります。	☐
入所保留 の場合	17	入所保留通知は、初回申請時に送付します。年度内は入所が決定するまで毎月入所判定を行います。2回目(翌月)以降は入所が決定した場合にのみ入所決定通知を送付します。	☐
その他	18	申請手続きにおける書類に関するお問い合わせや、必要事項の確認、緊急時の連絡などのため、本宮市から保護者あてに携帯電話やスマートフォンへの架電をする場合があります。	☐

保育所入所申込にあたり、上記事項について確認し、了承しました。

令和 年 月 日

(署名)

保護者氏名